

群馬県「企業参加の森林づくり」等 CO₂吸収量認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「企業参加の森林づくり」等の森林整備協定（以下「協定等」という。）にもとづき、企業、自治体、ボランティア団体等（以下「企業等」という。）が実施した森林整備について CO₂吸収量を認証する制度を定めることにより、企業等による間伐等森林整備を促進し、もって地球温暖化防止等、森林の多面的機能の持続的発揮に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林整備 協定等にもとづく造林、間伐、及び持続可能な森林経営に係る一連の施業（造林、間伐、主伐）をいう。
- (2) CO₂吸収量認証 企業等が、協定等にもとづき行った森林整備について、群馬県知事（以下「知事」という。）が第5条に規定する認証を行い森林 CO₂吸収量認証書（様式第1号、以下「認証書」という。）を交付することをいう。

(認証の対象となる森林整備)

第3条 認証の対象となるのは、企業参加の森林づくり、県有林パートナー事業、又は国若しくは地方公共団体等の協定等にもとづいて実施した森林整備とする。

(認証の申請)

第4条 認証を受けようとする企業等は、認証申請書（様式第2号、以下「申請書」という。）を、森林整備を実施した次年度の4月30日までに、知事に提出するものとする。

(認証)

第5条 知事は、前条の申請が次の各号に掲げる要件すべてについて審査し、適当と認めるときは、これを認証する。

- (1) 申請を行うものが協定等における森林整備実施者であること。
 - (2) 協定等にもとづく森林整備に係る申請であり、森林整備計画に記載され適切に実施されたものであること。
 - (3) 森林整備の面積の合計が0.5ヘクタール以上であること。
- 2 知事は、前項の認証をしようとするときは、別に定める基準により、CO₂吸収量を算定する。
- 3 認証の期間は、原則として、申請のあった年度とする。
- 4 知事は、認証の可否について、申請者に通知する。この場合、認証書の交付をもってこれに替えることができるものとする。

(認証の変更又は取り消し)

第6条 知事は、認証を行ったものについて、その認証期間中に、災害等により森林の吸収機能が損なわれ、認証内容に見合う CO₂吸収が期待できなくなっ

た場合には、認証内容の変更又は取り消しを行い、企業等に速やかに通知するものとする。

(認証状況の公表)

第7条 知事は、第4条の認証又は前条の認証の変更をしたときは、次の各号に掲げる事項を、県のホームページに掲載する。

- (1) 申請者名
- (2) 整備対象森林の所在
- (3) 協定等の名称及び森林整備の概要
- (4) 認証した CO₂吸収量
- (5) 認証年月日

(認証書の利用)

第8条 企業等は、認証書を社会貢献活動の証として広報活動に用いることができる。

- 2 認証内容及び認証書は、譲渡及び売買することはできない。
また、認証に記載された CO₂吸収量を取引することはできない。

(その他)

第9条 本実施要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附則（令和7年11月10日一部改正）

- 1 この要綱は、令和7年12月1日から施行する。